

(3) 開かれた町政の実現

◆基本方針

わかりやすい広報・広聴活動の実施、ICT活用による積極的な情報提供などにより、説明責任の確保に努める。また、多様化する町民ニーズを把握するため、アンケートやホームページを活用したパブリックコメント手続きなどにより、各種施策に対する満足度や町政に対する意見等を調査し、満足度の高い公共サービスの提供に取り組む。

◆具体的な施策

施策・事務事業名	施策・事業の概要	前期基本計画の実績
町民参画の推進	・ 施策や事業の計画立案から、実施、評価までの各段階において、町民が参画できる仕組みを確立する。	・ 各種審議会等委員の町民からの選任
広報・広聴活動の充実	・ 町民にわかりやすく親しみやすい広報紙づくりに努める。 ・ 見やすくわかりやすい町ホームページの作成と的確な更新に努める。	・ 行政協力員会議の定期開催 ・ 「町長と語る会」の開催 12回 ・ 第2期総合戦略および第2次総合振興計画の策定にむけたアンケートの実施
情報公開の推進	・ 広報紙やホームページ、SNS等により、積極的に情報を公開する。	・ 各課において情報を公開

～構想推進のために～

(1) 時代に応じた行財政運営

◆基本方針

P D C A サイクルにより各種事業を適正に評価するとともに、公共施設の統廃合および遊休施設の利活用等を積極的に行う。また、行政サービスの維持向上を目指す一方、事業の効率化に努める。持続可能な財政運営に向け、身の丈に合った財政運営を行うとともに、安定した財政基盤を確立する。

◆具体的な施策

施策・事務事業名	施策・事業の概要	前期基本計画の実績
計画的な行政運営の推進	・ 公共施設の有効活用および統廃合の検討を行う。	・ 公共施設等総合管理計画の策定
行政サービスの効率化、適正化	・ 民間委託、指定管理者制度を推進する。 ・ 情報化等事務の効率化と窓口サービスの向上に努める。	・ 自治会集会施設の指定管理（3施設） ・ 延長窓口の実施

(2) 新たな広域連携

◆基本方針

関係市町村との広域的な取り組みを推進するとともに、新たな枠組みやネットワークによる広域的な取り組みを実践する。

◆具体的な施策

施策・事務事業名	施策・事業の概要	前期基本計画の実績
広域行政の充実	・ 能代山本広域市町村圏組合や近隣市町村などと連携・協力することにより、広域行政の充実を図る。	・ 能代山本定住自立圏の形成

第2次八峰町総合振興計画 後期基本計画目標

PART 6

～町民とつくるパートナーシップのまちづくり～



第2次八峰町総合振興計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間の計画期間としており、このたび令和3年度からの後期基本計画を策定しました。

計画には、6つの基本目標が設定されており、これらを実現することで町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」を目指します。ここでは前期基本計画の実績と比較しながら、後期基本計画の目標について、紹介していきます。最後は、「町民とつくるパートナーシップのまちづくり」です。

また、町の将来像と6つの基本目標を設定した「基本構想」を推進するための施策も紹介します。

6つの基本目標

- ① 豊かな自然と共生するまちづくり
- ② 快適で安全な暮らしを支えるまちづくり
- ③ 未来につながる活力ある産業づくり
- ④ 安心して健やかに暮らせるやすらぎのまちづくり
- ⑤ 彩り豊かな文化とふるさとをささえる人づくり
- ⑥ **町民とつくるパートナーシップのまちづくり**

基本目標	施策
町民とつくるパートナーシップのまちづくり	(1) ふれあいあふれるまちづくり (2) コミュニティ活動の充実 (3) 開かれた町政の実現
構想推進のために	(1) 時代に応じた行財政運営 (2) 新たな広域連携

(1) ふれあいあふれるまちづくり

◆基本方針

まちを構成するすべての者が、「自助、互助、共助、公助」の精神を再認識し、互いの役割を担いながら、それぞれの個性を活かして主体的にいきいきと活動するまちづくりに取り組む。

◆具体的な施策

施策・事務事業名	施策・事業の概要	前期基本計画の実績
協働の推進	・ 町民と町の協働で進めるまちづくりの拡充に努める。 ・ 町民の自主的なまちづくり活動を支援する。 ・ 町民すべてが共にまちづくりに参画しやすい環境づくりに努める。	・ まちづくり活動支援事業の実施

(2) コミュニティ活動の充実

◆基本方針

町民の主体的な参加、運営によるコミュニティ活動を支援する。また、コミュニティ活動拠点施設の充実に促進する。

◆具体的な施策

施策・事務事業名	施策・事業の概要	前期基本計画の実績
コミュニティ活動の促進	・ コミュニティ活動への支援を充実させる。 ・ 地域イベントの充実に促進する。 ・ 地区コミュニティセンターなど活動拠点施設の整備および利用の促進に努める。	・ 新築コミュニティセンターへテーブルやイス等備品設置 ・ 地域の元気づくり活動支援事業の創設